

家保通信

東京都家畜保健衛生所



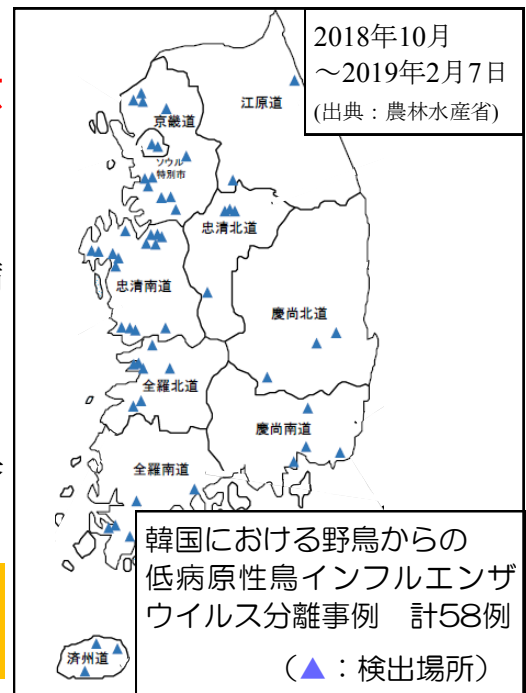
平成31年3月26日

答えは裏面

「定期の報告」をまだ提出されていない方は早めの提出をお願いします。



防鳥ネットの修繕や、車両・人・物の消毒徹底など
飼養衛生管理基準の確認をお願いします



＜変更後＞（平成31年4月1日から）

	0か月齢	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛		変更箇所	検査対象
起立不能牛			
特定症状牛			



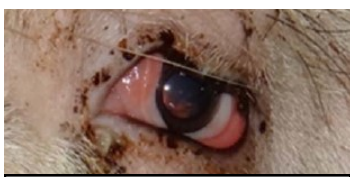
豚コレラ・アフリカ豚コレラの特定症状

3月23日に岐阜県山県市で国内12例目となる豚コレラの発生が確認されました。国内では豚コレラ、中国ではアフリカ豚コレラの発生が継続している状況です。万が一、豚コレラやアフリカ豚コレラが疑われる症状が確認された場合に迅速な対応がとれるよう、口蹄疫等と同様に「**特定症状**」が指定されました。詳しくは、同封の通知をご確認ください。毎日、豚の健康状態を観察し、指定された症状がみられた場合は、直ちに当所までご連絡ください。

特定症状の一例



耳翼の紫斑



結膜炎（めやに）



後躯麻痺

また、千葉県で**豚流行性下痢 (PED) の発生が継続しており、昨年12月以降、72例の発生**が確認されています。



厳重な防疫体制の継続をお願いします



飼料添加物「リン酸タイロシン」の指定取消しについて

豚のは乳期用飼料に添加が認められていた「リン酸タイロシン」について、薬剤耐性問題の観点から、飼料添加物としての指定が取り消されることになりました。5月1日以降、タイロシンを飼料添加物として含有する飼料は使用できなくなります。お持ちの飼料を確認し、在庫がある場合は、用法用量を守って、5月1日までに使い切るよう注意してください。詳しくは同封のリーフレットをご覧ください。

いつも家保通信を読んでいただきありがとうございます。家保通信の宛先等に訂正や変更がある方、家保通信の送付停止や「家保通信が複数部欲しい」、「家保通信にこのような記事を載せてほしい」等のご意見、ご要望がございましたら、当所までお気軽にご連絡ください。

クイズの答え ② 家きん（鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥）の所有者の方は6月15日が締め切りです。また、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、豚及びいのししの所有者は4月15日が締め切りです。締め切りが近くなってきましたので未提出の方は早めの提出をお願いします。

発行日 平成31年3月26日

編集発行  東京都家畜保健衛生所

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-19-4

TEL : 042-524-8001 FAX : 042-523-4286

携帯 : 090-6941-4315

家保通信

Vol. 33 No. 2 5月号

東京都家畜保健衛生所



平成31年4月22日

かほクイズ

豚コレラの特定症状は次のうち、どれか？

- ①便秘・下痢 ②紫斑
③結膜炎

答えは裏面



ゴールデンウィークに備え防疫対策を強化しましょう！

今月下旬からゴールデンウィークを迎えるにあたり、家畜伝染病が発生している国内各地や近隣諸国との人や物の往来が盛んになることが見込まれます。**国内における豚コレラ、PEDの発生のほか、韓国では口蹄疫、中国ではアフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザなど、アジア地域での発生が継続しています。**その他、発生国などの詳しい情報は、農林水産省HPをご覧ください。

(農林水産省HP>>http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/index.html)

日本への伝染病侵入リスクが非常に高まっている状態です。**発生予防のためにも、日頃から適切な飼養衛生管理をお願いします。毎日家畜を観察し、異常がみられた場合は直ちに当所までご連絡ください。**

発生予防のポイント



①人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止



入念な消毒の実施



専用の服や靴の使用



車両消毒

②野生動物の侵入防止



金網などの破損修繕



フェンスなどの設置



畜舎周辺の整理整頓

外国からの携帯品でアフリカ豚コレラウイルス検出

今年1月25日、中部国際空港において中国から日本に違法に持ち込まれた豚肉製品から、アフリカ豚コレラの生きたウイルスが検出されました。**感染力のあるウイルスが国内で確認されたのは初めてとなります。日本への侵入リスクが非常に高まっている状態です。**

引き続き、飼養衛生管理基準を遵守していただくようお願いします。

アフリカ豚コレラについて

アフリカ豚コレラは、岐阜県などで発生している豚コレラとは別のウイルスで、豚やイノシシに感染します。感染力が強く、有効なワクチンがありません。一方で、人にはうつらず、感染した豚肉を食べても人体に影響はありません。



上海からの豚ソーセージ（自家製）



青島からの豚ソーセージ

（画像引用元：農林水産省HP）

鶏サルモネラ検査及び抗菌性薬剤残留調査実施のお知らせ

6月上旬～7月上旬の期間で検査を実施します。

《対象》 概ね100羽以上の家きん飼養農場

《検査日程》 個別にお知らせ（ご都合の悪い場合は当所までご連絡下さい。）



定期の報告の提出をお願いします

家きん飼養者の定期報告書の提出期限は**6月15日**です。忘れずに早めの提出をお願いします。また、牛や豚などの飼養者の方は、提出期限が過ぎているので、早急に提出いただくようお願いします。

家畜所有者の区分	報告期限
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者	2019年4月15日まで
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者	2019年6月15日まで

クイズの答え 全部（①③は条件付き） 紫斑以外の、便秘・下痢、結膜炎は同じ畜房内（一つの畜房につき一頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、一定期間（概ね一週間程度）継続的に複数の家畜に症状が拡大して認められる場合、特定症状となります。

毎日、豚の健康状態を観察し、特定症状がみられた場合は、直ちに当所までご連絡ください。

発行日 平成31年4月22日

編集発行  東京都家畜保健衛生所

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-19-4

TEL：042-524-8001 FAX：042-523-4286

携帯：090-6941-4315

家保通信

Vol. 33 No. 3 6月号

東京都家畜保健衛生所



令和元年5月28日

か ほ ク イ ズ

ワクモの成長段階で、殺虫剤が効かないのはどれか？

①卵②幼ダニ③若ダニ

④成ダニ



答えは裏面

5月からリン酸タイロシン添加飼料が使用できなくなりました！

4月号でもお伝えしたとおり、豚のほ乳期用飼料に添加が認められていた「リン酸タイロシン」ですが、指定が取り消され、**5月以降、使用禁止となりました。**在庫で残っていたリン酸タイロシン添加飼料を使用禁止後に利用した場合でも、**飼料安全法違反となります。**

今一度、使用している**飼料の表示の確認**をしていただき、在庫があった場合は適切に廃棄していただくようお願いします。

豚コレラの発生情報 / 千葉県でPED発生が継続

＜豚コレラ (CSF)＞

愛知県田原市の養豚農場において、5月16日に清浄性確認検査を行ったところ、**豚コレラの23例目の発生**が確認されました。**飼養衛生管理基準が遵守されていない発生事例が多く確認されています。**また、**岐阜県・愛知県において、昨年9月からの検査開始以降、豚コレラに感染した野生いのししが継続的に発見されています。**

＜豚流行性下痢 (PED)＞

豚流行性下痢は気温の低下する冬のシーズンに発生が増加する傾向にありますが、**今年は春のシーズンになっても近隣県での発生が続いています。**千葉県では、**昨年12月の発生以降、5月27日に91例目の発生が確認されています。**また、茨城県でも今年2月の発生に続き、4月15日に2例目の発生が確認されています。

異状がみられた場合は、直ちに当所までご連絡ください。



「定期の報告」の提出をお願いします

家きん飼養者の定期報告書の提出期限は**6月15日**です。まだ提出されていない方は、早めの提出をお願いします。また、**牛や豚などの飼養者の方は、提出期限が過ぎていますので早急に提出願います。**



海外の伝染病発生状況

<口蹄疫(FMD)>

中国の新疆（しんきょう）ウイグル自治区において、3月に牛の口蹄疫(0型)の発生が確認されました。

<アフリカ豚コレラ(ASF)>

香港のと畜場において、5月2日に初めてアフリカ豚コレラの発生が確認されました。また、中国では、昨年8月の発生以降、5月21日に97報目の報告がされています。

<高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)>

台湾において、2017年から今年3月まで高病原性鳥インフルエンザが毎月発生しています。また、中国においても、2017年から今年3月まで、断続的に発生しています。



「飼養衛生管理強化事業」のご案内

東京都では昨年度に引き続き、飼養衛生管理基準の遵守に必要な資材等の整備に関わる経費の一部を支援する事業を実施します。**都内に農場がある、牛、豚、鶏を飼養する畜産農家**が対象です。なお、**本事業は今年度が最後となります。**



H30 実施例【病原体の侵入防止】
防鳥ネット・金網の設置

詳細は同封の「令和元年度飼養衛生管理強化事業のご案内」をご覧ください。本事業の主旨をご理解いただいた上で、参加を希望される方は、別添の「令和元年度飼養衛生管理強化事業実施計画書」をご記入の上、産業労働局農林水産部食料安全課へ、**令和元年7月31日**までに郵送又はFAXにて提出願います。

◎本事業の内容(補助の対象、手続き等)に関するお問合せ：食料安全課 TEL 03-5320-4845

◎飼養衛生管理の遵守方法に関する相談：家畜保健衛生所 TEL 042-524-8001

クイズの答え ① ワクモは孵化してから8～9日で幼ダニ・若ダニを経て成ダニに成長します。ワクモの卵には殺虫剤が効かないので、約1週間間隔で数回散布すると効果的です。また、ワクモは吸血しなくても半年以上生存します。空舎期間後、鶏舎を利用する際は掃除や殺虫剤の散布を行いましょう。

発行日 令和元年5月28日

編集発行  東京都家畜保健衛生所

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-19-4
TEL : 042-524-8001 FAX : 042-523-4286
携帯 : 090-6941-4315

家保通信

Vol. 33 No. 4 7月号

東京都家畜保健衛生所



令和元年6月26日

かほクイズ

「飼養衛生管理基準」は
何年前に導入された？

①5年前②10年前

③15年前

答えは裏面

⚠「定期の報告」の提出期限が過ぎました！まだ提出されていない方は速やかに提出して下さい⚠



暑熱対策で暑い夏に備えましょう

今年も暑い夏がやってきます。暑さは家畜にとって大敵です。

生産性を維持・向上するため、早めに暑熱対策に取り掛かりましょう！

畜舎の環境



緑のカーテン

(植物などを使った畜舎の日除け)



屋根への石灰乳の吹きつけ

・ 畜舎外^外の対策で畜舎の温度を下げる

- 💡 樹木や遮光ネット、よしず等の設置
- 💡 屋根・壁・床への断熱材の設置・塗装

・ 畜舎内^内の対策で畜舎の温度を下げる

- 💡 換気扇や扇風機での送風
- 💡 畜舎・家畜への散水



換気扇での送風

飼養の管理

・ 飼料・飲み水の工夫

- 💡 日中を除いた涼しい時間帯に飼料を給与するとともに、給与回数を増やす
- 💡 良質で消化性の高い飼料、必要に応じたビタミン・ミネラルの給与する
- 💡 給水器を清掃・点検し、きれいな水が十分に飲めるようにする



・ 密飼いを避けて、体感温度とストレスの低減

- 💡 毛刈りの実施(牛の場合) 🐮



画像引用元：農林水産省



豚コレラ 25・26・27例目が発生

6月5日に岐阜県、12日に愛知県、23日に岐阜県で、**豚コレラの発生**が確認されました。概要は以下のとおりです。

25例目

所在地：岐阜県山県市
飼育頭数：8,122頭

26例目

所在地：愛知県田原市
飼育頭数：1,254頭

27例目

所在地：岐阜県関市
飼育頭数：1,199頭



厳重な防疫体制の継続をお願いします



衛生管理区域の 衛生対策の徹底

- ✓手指の洗浄・消毒
- ✓専用の衣服・靴の使用
- ✓衣類・靴・器具の
洗浄・消毒

衛生管理区域への 病原体の侵入防止措置

- ✓野生動物の侵入防止
- ✓車両消毒の徹底
- ✓部外者の立入禁止

衛生管理区域の 衛生状態の確保

- ✓施設・器具の
こまめな清掃・消毒
- ✓密飼いを避ける



家畜防疫互助基金支援事業のご案内

昨年度6月号でもご案内しましたが、牛・豚を飼養する生産者の方を対象に、平成30年度より**家畜防疫互助基金支援事業**の加入契約申込を（公社）東京都獣医師会が受付けています。口蹄疫や豚コレラなどが万一発生した際は、加入者には互助基金（生産者積立金＋国の補助金）から、経営再開のための互助金が交付されます。昨年9月以降、26年ぶりに豚コレラが発生するなど、発生リスクが高まっています。この状況を踏まえ、改めてパンフレットを同封しますのでご覧下さい。なお、**契約期間は、令和2年度末までとなります。**そのほか、詳しい内容やご不明な点は（公社）東京都獣医師会にお問い合わせ下さい。

クイズの答え ③ 飼養衛生管理基準は、家畜の所有者の皆様が日頃の衛生管理において守るべき基準として、平成16年から導入されました。家畜の伝染病の発生を予防するためには、日頃の適切な飼養衛生管理の実施が重要です。大切な家畜を守るため、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

発行日 令和元年6月26日

編集発行



東京都家畜保健衛生所

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-19-4

TEL：042-524-8001 FAX：042-523-4286

携帯：090-6941-4315

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

家保通信

Vol. 33 No. 5 8月号
東京都家畜保健衛生所



令和元年7月31日

かほクイズ

国内の夏休み人気旅行先
第1位はどこか？

- ①北海道 ②東京
③沖縄



答えは裏面



夏休みの旅行シーズン到来、防疫対策の徹底を！

夏休み海外旅行人気ランキングトップ10（一般社団法人日本旅行業協会調べ）には、口蹄疫、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザなどが継続的に発生している韓国、中国、台湾などが含まれています。また、外国からの旅行者数は年々増加し、昨年は初めて3000万人を超えました。今年も過去最高記録を更新するペースです。このような状況から、人やモノの移動等を介した伝染性疾患の海外からの侵入リスクが高まっています。今一度、飼養衛生管理状況の確認を実施し、防疫対策の徹底をお願いします。

伝染性疾病 発生地域への 渡航自粛

特に、口蹄疫やアフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等の発生地域への渡航はできる限り自粛をお願いします。やむを得ない場合、以下の項目の遵守をお願いします。

- ✓畜産関連施設に立入しない
- ✓動物との不用意な接触を避ける
- ✓肉製品等を持ち帰らない
- ✓帰国の際は、動物検疫所カウンターで指導を受ける
- ✓帰国後1週間は、衛生管理区域に入らない
- ✓渡航先で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込まない

病原体 持込み防止

- ✓関係者以外の立入を制限する
- ✓物品、車両消毒を徹底する

当所では、外国語（英語、中国語）にも対応した立入禁止看板を作成しています。ご希望の方はお気軽に当所までご連絡ください。

牛の病気を持ち込まないために

立入禁止

Staff Only

閑人勿入
閑人勿入

衛生管理区域

関係者以外立入禁止

Staff Only

閑人勿入
閑人勿入

外国語対応立入禁止看板の一例



三重県・福井県で豚コレラが発生しました

7月24日に三重県いなべ市、7月29日に福井県越前市で、豚コレラの発生が確認されました。岐阜県での昨年9月9日の発生以降、三重県、福井県での発生は初めてとなります。また、新たに長野県、富山県で野生いのししの感染が確認されました。長野県では、木曽郡などで計27頭、富山県では、富山市葛原地内で1頭の陽性のいのししが見つかっています。（7月30日現在）



豚コレラの感染を防ぐために

農林水産省の調査によると、豚コレラが発生した農場では、飼養衛生管理基準の項目のうち、特に「長靴の履き替えや洗浄・消毒」、「作業服着替え・手袋使用」、「立入車両の消毒」、「野生動物侵入防止対策」等が不十分でした。また、東京都による調査でも同じ傾向が見られました。

平成30年度 東京都で実施率が低い項目

1	家畜の異状時に関する記録の作成・保管
2	出入りする「人」(手指・靴)の消毒
	衛生管理区域専用の「衣服・靴」の着用
3	出入りする「車両」の消毒
4	設備(給餌や給水)・飼料保管場所への排せつ物混入防止
	畜舎等の定期的な清掃・消毒

豚コレラ防除のため、未実施の項目については早期の改善をお願いします。東京都では、飼養衛生管理基準を守るために必要な資材等の整備費用の一部を支援する、「飼養衛生管理強化事業」を実施しています。詳しくは、産業労働局農林水産部食料安全課（電話：03-5320-4845）まで早めにお問い合わせ下さい。

クイズの答え ① 一般社団法人日本旅行業協会の調べによれば、第1位 北海道、第2位 沖縄、第3位 東京となっています。国内においては、岐阜・愛知県において豚コレラの発生が継続していますが、三重・福井県でも初の発生となりました。海外だけでなく国内の旅行においても、十分に注意していただくようお願いします。

発行日 令和元年 7月31日

編集発行  東京都家畜保健衛生所

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-19-4

TEL：042-524-8001 FAX：042-523-4286

携帯：090-6941-4315

家保通信

Vol. 34 No. 6 9月号
東京都家畜保健衛生所



令和元年8月29日

かほクイズ

指定が取り消された飼料
添加物でないのはどれか？

- ①硫酸コリスチン ②ケン酸モラニル
③リン酸タイロシ

答えは裏面



飼料添加物「テトラサイクリン系物質」の指定取消し

テトラサイクリン系物質の、**アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン**、**クロルテトラサイクリン**は、家畜の飼料添加物として使用されてきました。しかし、薬剤耐性菌の観点からテトラサイクリン系物質の飼料添加物としての利用は**人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある**と評価されたため、令和元年12月27日からテトラサイクリン系物質を含む飼料の使用禁止が予定されています。つきましては、以下の点に注意し、適切な飼料の使用をお願いします。



テトラサイクリン系物質添加飼料

【裏面の表示例】

製造年月	令和元年〇月〇日	
飼料の名称	〇〇〇飼料	
飼料の種類	幼すう用飼料	
製造業者の名称及び住所	〇〇飼料株式会社 東京都〇〇市〇丁目〇番〇号	
製造事業場の名称及び所在地	〇〇飼料株式会社 △△県〇〇市〇丁目〇番〇号	
正味重量	1kg	
成分表	粗たんぱく質	〇%以上
	粗脂肪	〇%以上
	⋮	⋮

含有する飼料添加物の名称及び量
クロルテトラサイクリン (Og / トン)、ビタミンA・・・

テトラサイクリン系物質添加飼料には、
「アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン」
または、
「クロルテトラサイクリン」と表示されています。

☆令和元年12月27日以降はテトラサイクリン系物質添加飼料を
家畜に給与できなくなります。

☆それまでに在庫を使い切るよう計画的な使用をお願いします。



豚コレラの発生が継続しています(35～38例目)

8月9日に愛知県豊田市、同県長久手市、8月12日に福井県越前市、8月17日に岐阜県揖斐郡揖斐川町で、豚コレラの発生が確認されました。いずれの発生地域も、野生イノシシの豚コレラ陽性が確認された地点から10km圏内にあります。また、新たに石川県で野生イノシシの感染が確認されました。8月22日、23日、24日に石川県白山市で、計4頭の陽性イノシシが見つかっています。

【野生イノシシ検査状況】（令和元年8月26日時点）

県名	陽性イノシシ(頭)	陰性イノシシ(頭)	合計(頭)
岐阜県	865	1102	1967
愛知県	84	912	996
三重県	4	134	138
福井県	7	38	45
長野県	74	169	243
富山県	5	40	45
石川県	4	91	95

※上記7県以外では、366頭検査実施して全て陰性



外国人受け入れ時のお願い

事業等で外国人を受け入れる際に当たっては、海外の家族等が輸入禁止の肉製品を国際郵便等で送付しないよう、外国人の方に周知していただきますようお願いいたします。詳細は、同封の「外国人受入事業者さんへのお願い」をご覧ください。

クイズの答え ② 硫酸コリスチンは平成30年7月より、リン酸タイロシンは今年5月より指定が取り消され、使用禁止となりました。在庫として残っている添加飼料を使用した場合でも、飼料安全法違反となります。飼料の表示を確認いただき、万が一、在庫があった場合は適切に廃棄いただくようお願いいたします。

発行日 令和元年8月29日

編集発行  東京都家畜保健衛生所

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-19-4
TEL : 042-524-8001 FAX : 042-523-4286
携帯 : 090-6941-4315

家保通信

Vol. 33 No. 7 10月号

東京都家畜保健衛生所

令和元年9月27日

かほクイズ

家畜人工授精簿の保管年限は何年間？

① 2年間 ② 3年間

③ 5年間

答えは裏面

韓国でアフリカ豚コレラが発生しました！

9月17日、韓国の京畿道梣坡州(パジュ)市でアフリカ豚コレラの発生が確認されました。アフリカ豚コレラは2018年に中国で発生が確認されて以降、香港、北朝鮮とアジア地域における流行が拡大していますが、**韓国での発生は今回が初めてです**。これまで日本での発生はありませんが、侵入リスクがますます高まっている状況です。

本病は、アフリカ豚コレラウイルスが**豚やいのしし**に感染する伝染病で、発熱や全身の出血性病変を特徴とする**致死率の非常に高い伝染病**です。現在のところ、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響は甚大であることが予想されます。

韓国におけるアフリカ豚コレラ発生状況

2019年9月27日現在



また、疾病発生地域からの肉製品等の持ち込みによる、日本への病原体侵入が懸念されています。現在までに、違法で持ち込まれた肉製品等から、アフリカ豚コレラウイルスの遺伝子が71件確認され、そのうち感染力のある生きたウイルスが2件確認されました。**海外からの研修生や近隣に外国人の方がいる場合は、多言語表記のリーフレットがありますので注意喚起にご活用ください。**

(リーフレットURL: <http://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html>)



豚コレラ発生情報 / 千葉県でPEDが継続して発生

号外で、豚コレラ41・42・43例目の発生をお伝えしましたが、その後、9月19日に長野県下伊那郡高森町で44例目、9月22日に岐阜県恵那市で45例目の発生がありました。

また、千葉県で、9月7日に今シーズン初の豚流行性下痢(PED)の発生がありました。それ以降、9月24日までに2・3・4例目が確認されています。昨シーズンは、計98例(平成30年9月～令和元年8月まで。発症:116,947頭、死亡:27,547頭)の発生が確認されましたが、今シーズンも継続して発生しています。**本病は気温が低下する時期に発生が増加します。**引き続き防疫対策の徹底をお願いします。



家畜人工授精・受精卵移植業務の適正実施について

昨年、和牛の遺伝資源が中国に不正に持ち出されようとした事案が確認されたことを受け、家畜人工授精・受精卵移植業務の適正な実施の重要性が高まっています。つきましては、和牛遺伝資源の適正な管理に向け、管理の徹底をお願いします。詳細は添付の「家畜人工授精・受精卵移植業務の適正実施について」をご覧ください。



鶏サルモネラ検査及び抗菌性薬剤残留調査の結果

標記調査結果は下表のとおりです。ご協力ありがとうございました。

令和元年度 鶏サルモネラ検査・抗菌性薬剤残留調査結果

検査名	検査対象	検査戸数	検出戸数 (検出率)
サルモネラ検査	鶏舎内ホコリ等	43	2(4.7%)
	鶏卵	43	0
抗菌性薬剤残留調査	鶏卵	43	0

クイズの答え ③ 家畜人工授精や受精卵移植を行った時は、家畜人工授精・受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記録し、5年間保存することが法令で義務付けられています。これらの記録をパソコンなどを使用して電子データで作成する場合、使用した精液等の証明書は、精液や受精卵の容器(ストロー)と併せて速やかに照合できるよう、適切な保管をお願いします。

発行日 令和元年9月27日

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-19-4

編集発行  東京都家畜保健衛生所

TEL : 042-524-8001 FAX : 042-523-4286

携帯 : 090-6941-4315

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

家保通信

Vol.33 No.7 11月号
東京都家畜保健衛生所

令和元年10月28日

かほクイズ

豚コレラワクチンの接種を行えるのは誰か？

- ①獣医師 ②家畜防疫員
③家保職員

答えは裏面

埼玉県で県内3例目の豚コレラが発生しました

10月11日、**埼玉県本庄市**で県内3例目となる豚コレラの発生が確認されました。本農場と飼養管理者が同一である農場（**埼玉県神川町**）も豚コレラ疑似患畜として防疫措置が行われました。概要は以下のとおりです。

国内各地で野生イノシシの市街地での目撃情報が相次いでおり、台風19号の影響で移動してきた可能性が考えられています。**台風によって防護柵や防鳥ネット等に破損がないか、畜舎周囲や農場外縁部の消石灰の散布状況に影響がないかなど点検いただき、必要があれば補修や再散布等の適切な対応をお願いします。**

発生の概要

2019年10月25日現在

- ：県内1・2例目発生農場
- ★：県内3例目発生農場
- ×：陽性捕獲イノシシ
- ：陽性死亡イノシシ



埼玉県市町村地図

埼玉県内3例目（国内46例目）

確定日：10月11日 防疫措置完了日：10月21日

所在地(飼養頭数)：発生農場：埼玉県本庄市(224頭)

関連農場：埼玉県神川町(2019頭)



渡り鳥の飛来シーズンに向けて鳥インフルエンザに警戒を！

今年も渡り鳥の飛来シーズンを迎えました。北海道では、高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)を持ち込むリスクが高いと環境省が定めているマガンの飛来がピークを迎えています。**また、韓国では、10月15日、16日に野鳥から低病原性鳥インフルエンザのウイルスが分離されました。**

世界的に家きんの鳥インフルエンザの発生が確認されていますが、近年はアジアでの発生が継続しています。**特に台湾では、HPAIの発生が立て続けに起こっており、2018年1月から現在までに計188件もの発生が確認されています。**

今シーズンも国内への侵入リスクは非常に高い状況です。**飼養衛生管理基準の遵守による侵入予防**や、鶏に異状がみられた際の**早期発見・早期通報**にご協力ください。



関東地方の野生イノシシの豚コレラウイルス感染状況

号外で埼玉県での野生イノシシの豚コレラウイルス感染をお伝えしましたが、その後、群馬県でも野生イノシシの感染が確認されました。

県名	陽性イノシシ(頭)	場所
埼玉県	11(死亡:4 捕獲:7)	秩父市、秩父郡長瀬町、本庄市、皆野町、神川町
群馬県	5 (いずれも捕獲)	藤岡市高山、上野村大字新羽、藤岡市保美濃山、南牧村大字千原

飼養衛生管理基準遵守の再徹底をお願いします

- ・衛生管理区域への**病原体の持込みの防止を再徹底**してください。
- ・毎日家畜を観察し、家畜に異状がみられた場合は**すぐに当所までご連絡**ください。

クイズの答え ② 先日の号外でお伝えしたとおり、10月15日に豚コレラの防疫指針が改定され、国からワクチン接種推奨地域の設定を受けた都道府県の家畜防疫員が接種する旨定められています。

なお、家畜防疫員は、家畜伝染病予防法第53条第3項により、都道府県の職員で獣医師の者から都道府県知事が任命する旨規定されています。現時点で、東京都は国からワクチン接種推奨地域に設定されていませんが、今後もワクチン接種について国へ要望していきます。

発行日 令和元年10月28日

編集発行  東京都家畜保健衛生所

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-19-4

TEL : 042-524-8001 FAX : 042-523-4286

携帯 : 090-6941-4315

家保通信

Vol. 33 No. 8 12月号
東京都家畜保健衛生所

令和元年12月4日

かほクイズ

豚コレラの名称が変更されました。次のうちのどれか？

①ASF ②PED ③CSF

答えは裏面



愛媛県で採取された野鳥の糞便から今季初のLPAI検出

愛媛県で、11月19日に採取された野鳥の糞便2検体から、低病原性鳥インフルエンザ(LPAI)ウイルス(H7N7亜型)が検出されました。国内では今季初めてLPAIウイルスが確認されたこととなります。また、韓国では今年10月以降、野鳥の糞便17例でLPAIウイルスが検出されています。(2019年12月1日現在)

先月号でお伝えしたとおり、アジアでは家きんの高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生が継続しています。特に台湾では2018年1月から2019年11月まで毎月発生しており、発生件数は193件にもものぼります。

HPAI、LPAI共に、国内での発生リスクが高まっている状況です。野鳥の飛来シーズンも迎えていることから、今一度、飼養衛生管理の見直しを行い、**家きん舎へのウイルス侵入対策の徹底等**を行っていただくようお願いします。

家きん飼養農場における取組事例



漁網やネット等を活用した
野生動物の侵入防止対策



消石灰の散布や踏込消毒槽
の設置による消毒の徹底



シートを張り、寒冷対策
兼野生動物の侵入防止対

(農林水産省HPより引用)

☆死亡羽数が通常の2倍以上に増加した場合
☆5羽以上まとまって死亡している場合

その他、異常がみられる場合には、直ちに当所までご連絡ください！





CSF（豚コレラ）の発生が続いています

先月号の発行後、10月30日に**埼玉県本庄市**、11月9日に**同県深谷市**で国内47・48例目となるCSF(豚コレラ)の発生が確認されました。また、11月16日に**山梨県韭崎市**、11月19日には**愛知県西尾市**で、それぞれ国内49・50例目のCSFが発生しました。なお、これらの発生県は既にワクチン接種に着手しています。

農林水産省では、畜産農家の方に向けて、CSF発生防止のポイントや作業時などの衛生管理に関する動画を発信しています。日頃の衛生管理の参考にご覧ください。

動画：農林水産省HP URL≫<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html>



子牛の寒さ対策をしましょう

これからの時期は気温が低下し、夜間は冷え込みが厳しくなります。寒さや極端な温度変化は牛にストレスを与えますが、特に子牛は寒さの影響を受けやすく、下痢症や呼吸器病の発生が多くなります。寒さ対策を実施し、病気を予防しましょう。

寒さ対策のポイント

- 冷たい風が体に直接あたらないようにする。
牛舎周りを点検して、寒風・隙間風があたらないようにしましょう。
- 体を濡らさない。
敷料を敷いて牛床を乾かすことで、体が濡れないようにしましょう。
- 冷たいものに触れさせない。
- 換気も忘れずに。



ブルーシートや段ボールで囲う
【冷気の遮断】
(出典：根室農業改良普及センター)

冬は保温のために畜舎を閉め切りにしがちですが、適度な換気も大切です。新鮮な空気を取り入れることは呼吸器病の予防にも重要です。

クイズの答え ③ 現在用いられている「豚コレラ」や「アフリカ豚コレラ」という名称には、ヒトの疫病であるコレラを想起させるとの意見があります。しかしながら、ウイルスによっておこる豚コレラやアフリカ豚コレラは、細菌で起こるヒトのコレラとは無関係であり、ヒトに感染するものではありません。こうした状況を踏まえ、農林水産省は今後、豚コレラ、アフリカ豚コレラの正式名称として国際的に用いられている、「Classical swine fever(CSF)」、「African swine fever(ASF)」の名称を用いることとなりました。今後、東京都でも、これらの名称を用いていきます。

発行日 令和元年12月4日

編集発行  東京都家畜保健衛生所

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-19-4

TEL：042-524-8001 FAX：042-523-4286

携帯：090-6941-4315

家保通信

Vol. 33 No. 10 1月号

東京都家畜保健衛生所



令和元年12月25日

かほクイズ

次のネズミのうち、凶暴な性格のネズミはどれか？

- ①ドブネズミ ②クマネズミ
③ハツカネズミ

答えは裏面

新年のご挨拶

東京都家畜保健衛生所長 川手 日出子



あけましておめでとうございます

旧年中は当所の業務にご協力を賜り、誠にありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、東京都もCSF（豚コレラ）ワクチン接種地域に指定され、年末に多摩地域の養豚場のワクチン接種を実施します。年明けには展示施設などで飼育されている豚にもワクチン接種を行います。豚飼養者の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、都内でCSFを絶対に発生させないため、今後ともご協力をお願い申し上げます。

いよいよ今年はオリンピック・パラリンピックが開催され、皆さんも熱戦を心待ちにしていると思います。海外から多くの人が集まり盛り上がる一方で、家畜伝染病の国内侵入リスクも高まります。アジアでは口蹄疫やASF（アフリカ豚コレラ）の発生が続いていますので、引き続き厳重な警戒をお願いします。

今年も迅速な情報提供や家畜衛生の向上に努めて参りますので、ご協力をお願い申し上げます。



年末年始のBSE検査受付日

年末年始の死亡牛のBSE検査の受付日及び搬入日は下表のとおりです。

12月				1月				
28	29	30	31	1	2	3	4	5
土	日	月	火	水	木	金	土	日
	電話 受付日	搬入日		電話 受付日	搬入日		電話 受付日	搬入日

受付電話番号 090-6941-4315（9：00～17：00）

年末は12月27日（金）まで、年始は1月6日（月）から通常通りの業務を行います。



豚流行性下痢(PED)／アフリカ豚コレラ(ASF)発生状況

PED

群馬県で、PEDの発生が続いています。11月6日の発生以降、現在までに22例目の発生が確認されています。また、**千葉県**でも昨シーズンから継続して発生しており、今シーズンは17例目の発生が確認されています。

ASF

韓国で、ASFの発生が続いています。飼養豚では10月9日の14例目発生以降、確認されていませんが、**野生イノシシ**では京畿道、江原道の国境近くで12月24日までに計51件の発生が確認されています。



野鳥糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス(LPAI)検出

12月号で愛媛県で採取された野鳥の糞便からLPAIウイルスが検出されたことをお伝えしました。それ以降、他のさまざまな県で検出されています。

日付	県名	市町名	型別
12月4日	栃木県	大田原市	H5N3亜型
12月9日	奈良県	大和郡山市	H5N3亜型
12月13日	島根県	安来市	H5N2亜型

アジアでは高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が継続して発生していますが、特に台湾では2018年1月から2019年12月まで毎月発生しており、発生件数は203件にもものぼります。

**農場へ病原体侵入リスクが非常に高まっている状態です
年末年始に向けて防疫対策の徹底をお願いします！！**

クイズの答え ① 有害なネズミの代表例として、ドブネズミ・クマネズミ・ハツカネズミが挙げられますが、ドブネズミは凶暴な性格で、雑食で何でも食べるのが特徴です。また、体長はクマネズミが15cm、ハツカネズミが7cmに対してドブネズミは20cmと最も大きいのも特徴として挙げられます。

(参考：公益社団法人 日本ペストコントロール協会)

ネズミ対策で苦慮されている農家の方も多いかと思いますが、病原体侵入リスクが高まっている今、侵入穴をふさぐなど防疫対策の徹底をお願いします。

発行日 令和元年12月25日

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-19-4

編集発行  東京都家畜保健衛生所

TEL : 042-524-8001 FAX : 042-523-4286

携帯 : 090-6941-4315

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>



豚やイシに給与する際に加熱
が必要なものは次のどれか？

- ①肉製品 ②乳製品
③卵製品

答えは巻末



家畜所有者の定期の報告のお願い

家畜の所有者は、家畜伝染病予防法に基づき、毎年2月1日時点の家畜の飼養頭羽数及び飼養衛生管理状況について、家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告する必要があります。令和2年分の定期報告書の受付を2月1日から開始します。報告期限までには余裕がありますが、忘れてしまわないよう早目の提出をお願いします。

なお、昨年分の定期報告書を提出していただいている所有者の皆様には、近日中に当所から通知文及び報告様式等を送付します。

<提出書類>

1 定期報告書（様式第14号）

- 1) 基本情報（家畜の所有者(管理者)名・農場の所在地・飼養頭羽数等）
- 2) 飼養衛生管理基準の遵守状況（所有家畜毎に自己チェック、小規模所有者は提出不要）

2 添付書類（小規模所有者は提出不要）

農場の平面図、消毒設備の設置状況、家畜の飼養密度、埋却用地の確保状況など

<報告期限>

家畜所有者の区分	報告期限
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者	毎年4月15日まで
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者	毎年6月15日まで

<報告書の提出（郵送）先>

東京都家畜保健衛生所 〒190-0013 東京都立川市富士見町3-19-4

<その他>

- ・報告事項（飼養頭羽数等）は、**令和2年2月1日時点**の状況を記入して下さい。
- ・報告様式、手引き等は都庁ホームページから入手できます。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/houkoku/>

- ・定期の報告に関するお問い合わせは当所までご連絡下さい。



埼玉県のCSF陽性イノシシ発見地点10km圏内に東京都が入りました

埼玉県では継続的にCSF（豚コレラ）陽性イノシシが確認されていますが、同県飯能市で令和2年1月7日、12日に捕獲されたイノシシのCSF陽性が確認されました。**これらCSF陽性イノシシの発見地点から半径10km範囲内に青梅市等が入っています。**都内豚飼養者の皆様におかれましては、昨年12月から順次CSFワクチン接種を実施しているところですが、他県ではワクチン接種農場でCSFが発生した事例もあります。引き続き、衛生管理の徹底をお願いいたします。



捕獲イノシシの概要

場所	捕獲日	検査日	個体情報
埼玉県飯能市	令和2年1月7日	令和2年1月23日	オス(成獣)
	令和2年1月12日	令和2年1月23日	メス(成獣)



陽性イノシシ捕獲地点から半径10km圏内に、青梅市等が入っています！



食品廃棄物などを原材料とする飼料の加熱処理等について

沖縄県で国内52～55例目となるCSFが継続的に発生していますが、発生農場の現地調査を行ったところ、農場で加熱していない食品残渣を飼料として給与している事例が確認されました。

食品廃棄物などを原材料とする飼料を給与する場合は、以下の留意点に沿って適切に対応いただいたうえで給与してください。

動物由来品を含む食品廃棄物などを原材料とする飼料を豚・イノシシに給与する場合の留意点

(1) 飼料として食品廃棄物（食品製造副産物、余剰食品、残飯等）を導入する際には、肉類、肉製品（乳、乳製品、卵、卵製品、魚、魚製品は除く。）が含まれているかどうかを確認すること

(2) 肉類、肉製品を含み、又は含む可能性があるときは、事前に原材料の中心部まで**摂氏70度以上で30分又は摂氏80度以上で3分間以上の加熱処理を計測しながら行い、記録すること（※）**

(3) 加熱処理について計測した記録については保管すること

(4) 加熱した飼料原料は、加熱前のものと保管場所を分ける等、病原体による再汚染が起こらないように対策を講ずること

※なお、ASF（いわゆるアフリカ豚コレラ）を防ぐにはさらに厳しい加熱条件が必要なため、今後は飼料安全法の改正により新たな基準が設けられることが予想されます。詳細が決まりましたら、家保通信でお知らせします。

鶏病抗体調査のお知らせ

2月中旬頃から、概ね1,000羽以上の家きんを飼養している養鶏農場の**鶏病抗体調査**を実施します。本調査では各農場の飼養衛生管理基準の遵守状況のほか、ワクチン接種状況など確認します。なお、詳細な日程については別途通知済みです。ご協力よろしくお願いいたします。

クイズの答え ① 動物由来品を含む食品廃棄物などを原材料とする飼料を豚やイノシシに給与する場合、事前に原材料の中心部まで摂氏70度以上で30分間以上又は摂氏80度以上で3分間以上の加熱処理を計測しながら実施して記録することが飼養衛生管理基準で定められています。なお、動物由来品の対象は牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品などで、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品などは含みません。CSFの感染防止はもとより、国内への侵入が警戒されているASFの侵入防止のためにも、飼料の適切な給与の徹底をお願いします。

発行日 令和2年1月28日

編集発行  東京都家畜保健衛生所

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-19-4

TEL : 042-524-8001 FAX : 042-523-4286

携帯 : 090-6941-4315

家保通信

Vol. 33 No. 12 3月号

東京都家畜保健衛生所

令和2年3月4日

かほクイズ

現在、立川にある東京都家保の庁舎はいつ建てられたか？

- ①昭和25年 ②昭和27年
③昭和43年

答えは裏面



東京都家畜保健衛生所は移転します

この度、東京都家畜保健衛生所は庁舎の老朽化などに伴い、日の出町に移転することとなりました。移転先の詳細は別紙のとおりです。**移転に伴い、電話番号やFAX番号も変わりますので、ご注意ください。移転先での本格的な業務開始は、令和2年4月1日からとなりますが、電話番号・FAX番号は3月16日から変更となります。**

現庁舎で約50年以上、家畜衛生業務を行ってまいりました。この間、国際的な家畜の伝染性疾病の広がりや国境を越えた物流・交通の活発化に伴い、これまで国内で発生が確認されていなかった疾病が発生するなど家畜衛生に関する情勢は様変わりしました。新庁舎でもこのような情勢の変化に柔軟に対応し、伝染病などに関する迅速な情報提供や家畜衛生の向上に努めてまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。



移転先業務開始日：令和2年4月1日（水）

☎ 電話番号・FAX番号は3月16日から変更となります。 ☎



出荷時の標識の明確化をお願いします

現在、都内で飼養されている豚はCSFワクチンの接種が義務化され、ワクチンが接種された豚をと畜場や他の生産農場へ移動する際は法令に基づき**標識を付して出荷する**こととされています。

今般、都内のと畜場において、ワクチン接種豚であるにもかかわらず、無標識の豚が他県から出荷された事例がありました。

都内農場の出荷豚では本事例のような報告はありませんが、標識が消えている、もしくは標識が消えかかって確認しにくいなどの状況になっている場合、と畜場や他の生産農場での家畜防疫に混乱が生じる恐れがあります。引き続き、出荷時は標識が明確に付されているか確認いただくようお願いいたします。

【標識が確認しにくい場合】



「V」の字の上部を豚の頭側
にして塗装して下さい。

【出荷時】



引用元：農林水産省



中国で高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が発生

中国では、令和2年1月24日に湖南省、2月2日に四川省でHPAIの発生がありました。なお、中国における家きん農場での発生は今シーズン初となります。また、台湾では継続的にHPAIが発生しており、今シーズンも発生が報告されています。現在、国内でのHPAIの発生はありませんが、他県の野鳥の糞便からは低病原性鳥インフルエンザ（LPAI）ウイルスが検出されています。引き続き防疫対策の徹底をお願いします。

クイズの答え ③ 昭和25年に家畜保健衛生所法が制定され、都道府県の家畜保健衛生所設置が義務付けられました。これを受け、東京都は同年に家畜保健衛生指導所を家畜保健衛生所に改称、昭和27年には多摩郡にあった3つの家畜保健衛生所と家畜人工授精所を統合し、三多摩地域を管轄とする東京都多摩家畜保健衛生所を立川市に設置しました。そして、昭和43年に現在の家畜保健衛生所に移転することとなります。

来年度から日の出庁舎に移転することとなりますが、引き続き当所業務のご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

発行日 令和2年3月4日

編集発行  東京都家畜保健衛生所

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-19-4

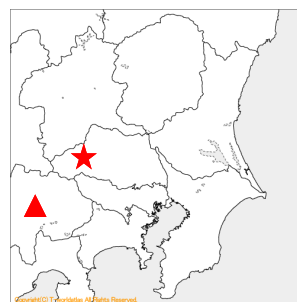
TEL：042-524-8001 FAX：042-523-4286

携帯：090-6941-4315

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

埼玉県の養豚場で 豚コレラが確認されました！

9月13日、埼玉県秩父市の養豚場で**豚コレラ**が発生しました（国内41例目）。昨年の9月に岐阜県で発生して以降、**埼玉県では初めての発生**です。経緯は以下のとおりです。



9月12日	山梨県のと畜場 から、出荷された豚が異常を呈しているとの報告があったため、埼玉県は出荷元の農場の立入検査を実施。
9月13日	検査により豚コレラの疑いが生じたため、国の検査機関（農研機構動物衛生研究部門）で遺伝子解析を実施したところ、 山梨県のと畜場に出荷した豚については豚コレラの患畜、埼玉県の農場の飼養豚については疑似患畜 と判明。

今一度、飼養衛生管理基準の確認と遵守をお願いします

- 衛生管理区域への**進入車両の消毒**や、豚舎の入り口での**長靴の交換**または**靴底の消毒**を徹底してください。
- 動物の死体や飼料を放置しない**など、野生動物の侵入防止対策を徹底してください。

**毎日家畜を観察し、異常があったらすぐに
当所まで連絡してください！**

埼玉県・長野県で豚コレラが発生！

9月14日に長野県塩尻市の長野県畜産試験場、17日に埼玉県秩父郡小鹿野町の農場で豚コレラの発生が確認されました。発生の概要は以下のとおりです。

国内42例目(県内2例目)

発生地：長野県畜産試験場(塩尻市)

飼養頭数：349頭

- 9月12日 異状の届出を受け立入検査
- 13日 県の検査により、豚コレラ疑似患畜であることを確認
- 14日 国の検査により、豚コレラ患畜であることを確認

国内43例目(県内2例目)

発生地：埼玉県秩父郡小鹿野町

飼養頭数：1,118頭

- 9月16日 異状の届出を受け立入検査
- 17日 県の検査により、豚コレラ疑似患畜であることを確認

県内1例目の発生から約5.5kmの地点となります。

- ・ これまで以上に、消毒の徹底、特に出入りする車両の消毒を徹底して下さい。
- ・ と畜場、家畜市場に行く場合は、交差汚染に十分に注意し、出場時の消毒は必ず実施して下さい！

車両内部

車内は、消毒液に浸した布や消毒噴霧器等を使用して清掃しましょう

専用長靴の使用



運転席のマット消毒



ハンドル、ペダルの消毒



消毒器の携帯

車両外部

タイヤの消毒



タイヤ周辺は、汚れが付着しやすいので、簡易消毒器やブラシを使用

作業終了時

手指の消毒



最後に、スプレー等で手指の消毒をする

⚠ 今回の豚コレラの原因ウイルスは豚に発熱や白血球減少を引き起こすものの重篤な症状を示さず、疾病に気が付きにくい場合があること、ウイルスは唾液、鼻汁、糞便から感染後、最低2週間検出されることがわかっています。

また、年末年始は国内各地や近隣諸国との人や物の行き来が盛んになる時期です。このため、伝染病の侵入リスクも高まります。

改めて飼養衛生管理基準の徹底をお願いします！！

○海外渡航の自粛

口蹄疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ等の流行地域への渡航は自粛する

○人・物・飼料等によるウイルスの持ち込み防止

- ・ 看板の設置などにより **不要な物の持ち込み、不要な人の立ち入りを防止**
- ・ 飼養衛生管理区域や畜舎へ立ち入る際、手指、靴、車両などの消毒を実施
- ・ 飼料給与の際は、食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯など、食品循環資源を原材料とする飼料を与える場合は、**動物由来品（牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等）が含まれているか確認すること**
→ 含む可能性があるときは、事前に原材料の中心部まで**摂氏70度以上で30分間以上又は摂氏80度以上で3分間以上の加熱処理**を計測・記録しながら実施し、記録は保管すること

○野生動物対策

- ・ 境界に柵等を設置し、**家畜と野生動物の接触を防止**
- ・ 家畜の死体は保管庫等により処理までの間、**野生動物と接触がないよう保管**
- ・ 外部からゴミ（食べ残し、野生動物の死骸など）を持ち込むリスクがあるため、**犬・猫等の愛がん動物を衛生管理区域内で飼養しない**

※ 毎日、家畜の健康状態をよく観察し、

「流死産、発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎」が

複数の豚で認められた場合

など、家畜に異状がみられた場合は直ちに当所までご連絡ください。

埼玉県で、野生イノシシから 豚コレラウイルス感染が確認されました！

号外 1・2 号で、埼玉県での豚コレラ 1・2 例目の発生をお伝えしましたが、
埼玉県秩父市内で死亡していたイノシシから豚コレラウイルスの感染が確認され
ました。なお、**関東地方での、野生イノシシの豚コレラウイルス感染の確認は、
初めてとなります。**改めて、飼養衛生管理基準の徹底をお願いします！

感染イノシシの概要

回収日：9 月 20 日（金曜日） 陽性確定日：9 月 24 日（火曜日）

場所：埼玉県秩父市内（9 月 13 日の県内 1 例目発生農場から約 3.5km 地点）

状態：死亡 性別：メス 体長：100cm

予防対策の重要ポイント



陽性イノシシ捕獲地点から半径10km圏内に、奥多摩町が入っています！



飼養衛生管理基準の徹底のお願い



○野生動物の侵入防止対策

- ・ 境界に柵等の設置、壁・窓の破損修繕を行い**家畜と野生動物の接触を防止**
- ・ 家畜の死体は保管庫等により処理までの間、**野生動物と接触がないよう保管**
- ・ 外部からゴミ（食べ残し、野生動物の死骸など）を持ち込むリスクがあるため、**犬・猫等の愛がん動物を衛生管理区域内で飼養しない**

○人・車両・飼料等によるウイルスの持ち込み防止

- ・ 看板の設置などにより**不要な物の持ち込み、不要な人の立ち入りを防止**
- ・ **衛生管理区域内専用の衣類・靴を設置**、本区域内に立ち入る全ての人が着用
- ・ 飼料給与の際は、食品循環資源を原材料とする飼料を与える場合は、**動物由来品（牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等）が含まれているか確認すること**

○飼養管理の記録の保管

- ・ 家畜の飼料給与、分娩、出荷、異常・死亡等に関する記録および保管

- ・ これまで以上に、消毒の徹底、特に出入りする車両の消毒を徹底して下さい。
- ・ と畜場、家畜市場に行く場合は、交差汚染に十分に注意し、出場時の消毒は必ず実施して下さい！

◎豚の導入時の注意

※ 豚を導入する場合は

- (1) 導入元の疾病状況の確認
- (2) 導入元周辺地域の状況確認
- (3) 家畜商、飼料会社等に対し、発生農場やその周辺地域への立入がないか確認
- (4) 導入後の隔離
- (5) 豚の症状の確認
- (6) 導入記録の保存

**不明な点や心配なことがある場合、導入の判断に迷う場合は
当所までご連絡下さい**

「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」 が改定されました

昨年9月に岐阜県で発生した豚コレラは、令和元年10月15日現在、6県46例の発生が確認されており、さらに野生イノシシにおける感染も拡大しています。

こうした状況を踏まえ、豚コレラの防疫指針が大幅に改正されましたので、概要についてお知らせします。

- 豚コレラの豚等への感染リスクの低減を図るためには、飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要です。
- これまでの疫学調査では、農場へのウイルス侵入に野生イノシシが大きく関与していることが示唆され、ウイルスの侵入ルートを遮断するための対策を実施しましょう。
- アフリカ豚コレラ**の感染がアジアにおいて拡大しており、国内への侵入リスクが高まっていることを念頭に置いた取組が必要です。

1 基本方針

○豚等の所有者においては、豚等の健康観察と記録、豚コレラが疑われる場合の届出の習慣化・確実な実行、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守することが重要です。

※ 飼養衛生管理基準については、家畜防疫員が、定期の報告、立入検査の結果などから遵守されていないことを確認した場合には、具体的な改善方法等を文書で指導をすることとされました。

○野生イノシシに感染が確認された場合に、国、都道府県、市町村等が野生イノシシにおけるまん延防止及び農場への侵入防止に取り組みます。

2 発生予防対策

○食品残さを介した豚コレラウイルスの伝播を防止するため、ごみの放置対策や豚への食品残さの給与する場合に適切な処理を行ってください。

○畜産物を含む食品残さの適切な処理について

食品残さを給与する場合は以下の方法で適切に処理すること。

摂氏70 度以上で30 分間以上又は摂氏80 度以上で3 分間以上の加熱処理

ただし、すでに同等の条件で処理され、その後汚染がないことが確認された場合は除く。

3 浸潤状況調査及び野生イノシシ対策

○抗体保有状況調査を行う場合は、1施設当たり少なくとも30頭（飼養規模が30頭以下の場合は全頭）の採材を行います。

○都道府県は、関係機関、猟友会等の関係団体の協力を得て、野生イノシシの生息状況把握と検査を実施します。

4 予防的ワクチン

○予防的ワクチンの接種に対する基本的な考え方

①豚コレラのワクチンは、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来すおそれがあるため、ワクチンの使用については慎重に判断する必要があります。

②農林水産省は、衛生管理の徹底のみによっては豚等における感染の防止が困難と認められる場合には、都道府県知事による予防的ワクチン接種命令の実施を認めることとしました。

○ワクチン接種推奨地域の設定

①野生イノシシにおける豚コレラ感染状況、②農場周辺の環境要因を考慮し豚コレラウイルスに感染した野生イノシシから豚等への豚コレラ感染のリスクが高い地域をワクチン接種推奨地域に設定することになりました。

令和元年10月15日に国が設定を認めた地域

群馬県、埼玉県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県

（東京都は現在対象外になっていますが、ワクチン接種について国に要望していきます）

○ワクチン接種農場における移動管理の方法

①生きた豚等（と畜場出荷を除く。）、精液、受精卵、豚等の死体、豚等の排せつ物等、敷料、飼料、家畜飼養器具については、原則として、接種区域内の農場等への移動、流通に限られます。

②焼却、埋却、化製処理、堆肥化处理または消毒を目的とした、豚等の死体、豚等の排せつ物、敷料、飼料、家畜飼養器具の接種区域外への移動については、国の定めた要件を満たした場合に限られることとなりました。

- ③生きた豚のと畜場への出荷は、原則として、接種区域内のと畜場への移動に限定されます。
- ④生きた豚等の接種区域外のと畜場への出荷は、出荷先のと畜場の所在する都道府県が交差汚染防止対策の実施を確認した場合に限定されます。

○ワクチン接種豚の標識

ワクチンが接種された豚を、と畜場や他農場へ輸送するためには全頭への標識塗装が義務づけられ、現時点においてワクチン接種豚が東京都の飼養者に入ることはありません。

しかし、ワクチン未接種豚に、これに類似した標識が塗装されるとワクチン接種豚であるとの疑義が生じ混乱を招く可能性があることから、飼養管理や出荷の際にこのような「V」の文字と紛らわしい塗装は行わないでください。

○標識を付す場所(赤枠内)



○塗装の方法

- ・「V」の字の上部を豚の頭側にして塗装します。
- ・可能な限り、左右対称な「V」としてください。

○標識の例



蛍光赤または蛍光ピンクのスプレーによる標識

引用元：農林水産省

○交差汚染の防止

- ①と畜場や家畜が集まる施設においては、交差汚染の恐れもあるため、施設内の表示に従い、車両の消毒や靴底の消毒を徹底するようにしてください。また、帰宅後も必ず消毒を実施してください。
- ②車両を運転する方が、と畜場等において作業する場合には、農場で使用する長靴の使用を避け、専用の長靴を使用してください。また、作業後、直ちに長靴等を洗浄・消毒し、と畜場外では使用しないでください。

今後、東京都がワクチン接種推奨地域に設定された際は、改めて詳細についてお知らせします。

豚コレラ対策における野生イノシシの対応について

家畜保健衛生所では、市町村が獣害対策で捕獲するイノシシの検査を実施します。今年10月から12月まで60頭の検査を予定しています。

野生イノシシで豚コレラ感染が確認された場合は、

①確保した地点の消毒の徹底、必要に応じた通行の制限・遮断

②確認された地点から半径10km以内の養豚農家の立入りと異状の有無の確認

③消毒終了後少なくとも28日間、周辺地域で飼養している豚等の所有者に対する豚等の死亡状況等の報告徴収及び感染の拡大状況等を踏まえた移動制限

等を実施することになりますので、ご協力をお願いします。

また、アフリカ豚コレラの国内への侵入リスクが極めて高い状況であることから、本病の指針も改定されました。

豚の導入や出荷があった場合には、法第52条にもとづく報告を引き続きお願いいたします。

※ 毎日、家畜の健康状態をよく観察し、「流死産、発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎」が複数の豚で認められた場合

など、家畜に異状がみられた場合は直ちに当所までご連絡ください。

東京都が「CSF（豚コレラ）ワクチン接種 推奨地域」に指定されました

今まで、CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種推奨地域として野生いのししのCSF感染が確認された12県が指定されていました。この度、野生イノシシの感染エリアが急激に広がっていることや、関東ではヒトの動き・物流などが頻繁であることなどを踏まえ、新たに8都府県が接種推奨地域に指定されました。これにより、東京都でもCSFワクチン接種ができるようになりました。（今回は、島しょ地域はワクチン接種推奨地域に含まれません。）

新たにワクチン接種推奨地域に認められた地域

東京都、新潟県、神奈川県、栃木県、茨城県、千葉県、京都府、奈良県

現在、ワクチン接種に関する手続き、購入準備をしているところですが、接種の日程等は個別にお知らせいたします。

ワクチンは家畜防疫員（都職員）が接種します。ワクチン接種料は1頭270円ですが、初回は手数料免除となります。詳しくは別途ご連絡いたします。

防疫指針に基づくワクチン接種に関する留意事項等は以下のとおりです。

○対象の豚と初回の接種方法

初回接種は、哺乳豚を除くすべての豚となります。繁殖豚、種雄豚（候補豚含む）等6か月以上飼育する豚等については初回接種から6か月後に1回、その後は1年に1回追加接種を行います。なお、同じ豚への接種は、原則、最大4回とすることが推奨されています。

また、と畜場法に基づく厚生労働省の指導により接種後20日間は出荷はできないので、ご注意ください。

○ワクチン接種の免疫付与状況等の確認

ワクチン接種後概ね4週間以上経過した後、その後は6か月毎に抗体検査を実施します。

ワクチン効果が十分でない豚が確認された場合は、当該豚にワクチン接種を行います。なお、肥育豚であればその豚の同腹豚にワクチンの追加接種を行います。

○飼養頭数などの事前の届出

接種農場は、接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画などの事項を届け出る必要があります。また、届出内容に変更が生じた場合には、その都度届出をしてください。

○ワクチン接種豚台帳の作成

接種農場は、すべてのワクチン接種対象豚について、出生日、生産農場、導入日、出荷日、出荷先、ワクチン接種歴を記録する台帳を作成してください。

○導入時の取り扱い

非接種農場の豚を導入した場合は、導入後直ちにワクチンを接種するとともに、可能な限り、その他の豚と隔離し、健康状態を観察してください。



飼養衛生管理基準の徹底をお願いします！！



ウイルス等の病原体から感染リスク低減を図るためには飼養衛生管理の遵守が極めて重要です。**愛知県ではワクチン接種が実施されているものの、12月17日、同県田原市の養豚場で国内51例目のCSF発生が確認されました。**

ワクチン接種をしたからといって気を緩めずに、農場に立入る畜産関係車両等の消毒の徹底、野生鳥獣の侵入防止対策等は、十分に行うようにしてください。

国内51例目CSF 発生概要

所在地：愛知県田原市

飼養状況：1,754頭

※本農場は、11月2日、26日にCSFワクチンを接種済み。

12月16日	大腸菌症による下痢の治療をしていた養豚場において、県の家畜防疫員が飼育豚（ワクチン未接種の子豚）の異常を確認したため、CSFの検査を実施
12月17日	県の家畜保健衛生所での検査により疑いが生じたため、国で検査したところ、CSFの患畜であることを確認

衛生管理区域の 衛生対策の徹底

- ✓手指の洗浄・消毒
- ✓専用の衣服・靴の使用
- ✓衣類・靴・器具の
洗浄・消毒

衛生管理区域への 病原体の侵入防止措置

- ✓野生動物の侵入防止
- ✓車両消毒の徹底
- ✓部外者の立入禁止

衛生管理区域の 衛生状態の確保

- ✓施設・器具の
こまめな清掃・消毒
- ✓密飼いを避ける

～ワクチン接種豚の標識について～

ワクチンが接種された豚を、と畜場や他農場へ輸送するためには全頭への標識塗装が義務づけられます。

しかし、ワクチン未接種豚に、これに類似した標識が塗装されるとワクチン接種豚であるとの疑義が生じ混乱を招く可能性があることから、飼養管理や出荷の際にこのような「V」の文字と紛らわしい塗装は行わないでください。

【標識を付す場所】



塗装の方法

- ・「V」の字の上部を豚の頭側にして塗装します。
- ・標識が消えそうな時は当所までご連絡ください。

【標識の例】



蛍光赤または蛍光ピンクのスプレーによる標識

引用元：農林水産省

○交差汚染の防止

- ①と畜場や家畜が集まる施設においては、交差汚染の恐れもあるため、施設内の表示に従い、車両の消毒や靴底の消毒を徹底するようにしてください。また、帰宅後も必ず消毒を実施してください。
- ②車両を運転する方が、と畜場等において作業する場合には、農場で使用する長靴の使用を避け、専用の長靴を使用してください。また、作業後、直ちに長靴等を洗浄・消毒し、と畜場外では使用しないでください。

車両内部

- ✓専用長靴の使用
- ✓ハンドル、ペダルの消毒
- ✓運転席のマット消毒
- ✓消毒器の携帯

車両外部

- ✓タイヤの消毒
- タイヤ周辺は、汚れが付着しやすいので、簡易消毒器やブラシを使用

作業終了時

- ✓手指の消毒

最後に、スプレーなどで手指の消毒をする。



～CSF（豚コレラ）対策における野生イノシシの対応について～

東京都家畜保健衛生所では、死亡または市町村が獣害対策で捕獲する野生イノシシのCSF検査を実施しています。現時点で、計57頭（死亡イノシシ：8頭、捕獲イノシシ：49頭）の検査を実施しましたが、都内イノシシのCSF感染は確認されていません。（12月9日採材分まで実施）

野生イノシシで豚コレラ感染が確認された場合は、

- ①確保した地点の消毒の徹底、必要に応じた通行の制限・遮断
- ②確認された地点から半径10km以内の養豚農家の立入りと異状の有無の確認
- ③消毒終了後少なくとも28日間、周辺地域で飼養している豚等の所有者に対する豚等の死亡状況等の報告徴収及び感染の拡大状況等を踏まえた移動制限等を実施することになりますので、ご協力をお願いします。

また、韓国をはじめとしたアジアでのASF（アフリカ豚コレラ）の発生が続いており、国内への侵入リスクが極めて高い状況です。農林水産省では、ASFの日本への侵入を防ぐため、生産者の方々に気をつけてほしいポイント動画にまとめています。日頃の衛生管理の参考にご覧ください。

動画：農林水産省HP URL≫<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html#予防対策の重要ポイント紹介動画>

豚の導入や出荷があった場合には、法第52条にもとづく報告を引き続きお願いいたします。

※ 毎日、家畜の健康状態をよく観察し、「流死産、発熱、元氣消失、食欲減退、結膜炎」が複数の豚で認められた場合

など、家畜に異状がみられた場合は直ちに当所までご連絡ください。

発行日 令和元年12月20日

編集発行  東京都家畜保健衛生所

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-19-4

TEL : 042-524-8001 FAX : 042-523-4286

携帯 : 090-6941-4315